

2017年7月4日

企業会計基準委員会 御中

株式会社アストラッド

実務対応報告公開草案第52号

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い案」へのコメント

質問1及び2に対しては、同意しません。

<理由>

そもそも本新株予約権は、対象者が役職員とはいえ、投資の制度として捉えています。また、発行する新株予約権についても、第三者による評価をもって価格を設定して取引をするものと理解しています。その前提に立てば、本取引について報酬性はないと考えます。

勤務条件の有無に関わらず、報酬として認識する内容となっておりますが、これは国際会計基準と整合していないように見受けられます。これだけ国際会計基準とのコンバージェンスが課題になっている中、流れに逆行する内容であり、強い違和感を持ちます。

以上